

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	大阪市 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

年金生活者支援給付金の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成31年3月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の内容	<p><国民年金システム> 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(以下「年金生活者支援給付金法」という。)に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。</p> <p>年金生活者支援給付金に関する事務 ①厚生労働大臣から求めがあったときは、必要な範囲内において、対象者及びその世帯員の所得情報等を提供する。 ②年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受領し、厚生労働大臣(日本年金機構)へ報告(送付)する。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> [10万人以上30万人未満] <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 </div> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民年金システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本年金機構から給付金支給候補対象者データが提供された場合、介護保険システムの特別徴収対象者データの基礎年金番号・生年月日をキーにして本人を特定させ取り込む。 2. 該当した本人の所得情報及びその世帯の課税/非課税状況を収録し、日本年金機構へ報告する。 3. 区役所窓口で給付金請求を受領した場合、受付入力し、所得情報を出力して日本年金機構へ報告する。 4. 日本年金機構から送付される、給付金に関する処理結果一覧を取り込む。 5. 対象者の給付金に関する請求及び結果情報の検索・照会を行う。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[○] その他 (介護保険システム)</p> </div> <div> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p> </div> </div>
システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[○] その他 (連携する全てのシステム)</p> </div> <div> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 税務システム</p> </div> </div>

3. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金事務情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第68条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	福祉局長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に住民登録がある公的年金受給者(うち、年金生活者支援給付金の支給対象者)とその世帯員(過去に本市に住民登録のあった年金生活者給付金支給対象者を含む)
その必要性	市町村の法定受託事務として、支援給付金の請求を受け付け、日本年金機構へ報告する必要がある。また、厚生労働大臣から求めがあった場合は、支援給付金の受給資格者及び世帯員の所得状況を提供する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先及びその他住民票関係情報は、①本人への連絡等のため、②届出等の際の住所確認のため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④死亡・転出等による世帯情報の変更を確認するため ・地方税関係情報は、本人や世帯員の所得を把握し、支援給付金請求の手続き、日本年金機構からの問合せ等について適切に対応を行うため ・年金関係情報は、日本年金機構への報告や、受給権者からの年金相談等に対応するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月1日
⑥事務担当部署	福祉局生活福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢者施策部介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	日本年金機構で給付金支給対象者であるか否かの審査を行うにあたり、本人を特定し所得情報等を把握する必要がある。	
④使用の主体	使用部署	福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p><国民健康保険等「システム(国民年金システム)に関わるもの></p> <p>①窓口で受け付けた請求書(個人番号記載あり)を日本年金機構に送付する。 ②給付金請求者の給付情報管理に必要な住基情報を入手し、日本年金機構へ提供する。 ③日本年金機構から給付金支給候補対象者データが提供された場合、介護保険特別徴収対象者データと突合し本人を特定する。 ④支援給付金の支給に必要な所得情報を入手し、日本年金機構に対して提供する。 なお、日本年金機構が情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報等を取得できるようになった後も、受給権者からの問合せに対応するために入手する必要がある。 ⑤日本年金機構からの支援給付金請求の支給決定結果(紙:個人番号記載あり)を、国民健康保険等システム(国民年金システム)に入力し、年金関係情報とあわせて管理することで、給付金請求者からの問合せに対応する。</p> <p><統合基盤システムに関わるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛番号等の統合基盤システムで管理する情報について、随時もしくは定期的に連携する。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報と請求内容、本人確認書類等を突合して、給付金請求者を確認する。【①②】 ・機構から送付されるデータと介護保険特別徴収対象者情報を突合して本人情報を確認する。【③】 ・地方税関係情報と給付金請求者及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。【④】 ・国民年金システムの年金関係情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。【⑤】
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	
システム保守・運用業務	
①委託内容 国民健康保険等システム(国民年金システム)の定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項 ・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務 ・保守業務および運用支援業務における一部作業
委託事項2	
基幹系システム統合基盤運用保守	
①委託内容 基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項 統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務
委託事項3	
中央情報処理センター運用業務委託	
①委託内容 各種処理の実行監視や帳票印刷	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 アクセンチュア株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項

委託事項4		バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。
②委託先における取扱者数		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[10人以上50人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div>
③委託先名		阪神不動産 株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[再委託しない]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div> </div>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一 第95の項 2. 番号法別表第一の主務省令 第68条の2 3. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(以下「支援給付金法」という。) 第39条 4. 支援給付金法 第38条 5. 年金生活者支援給付金の支援に関する法律施行令 第15条第1項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給にかかる審査・決定
③提供する情報	年金生活者支援給付金の支給にかかる審査に必要な所得等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給付金請求者及びその世帯員
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	電子媒体:年1回、紙媒体:申請の都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

1. 特定個人情報の保管場所

- ・ 特定個人情報はシステム用ファイルとして国民健康保険等システム及び統合基盤システムのサーバ内に格納している。
- ・ バックアップデータを記録したCD等の外部記憶媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。
- ・ 申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。

2. 保管場所の状況

①サーバー

- ・ 国民健康保険等システム及び統合基盤システムのサーバは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に関しカメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。
- ・ 中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。

②外部記憶媒体

- ・ 情報システム室については、上記①に同じ。
- ・ 遠隔地保管については、専門業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<国民年金システム>

(1) 住基 個人基本情報

1. 国保区名コード、2. 整理番号1、3. 異動番号、4. 直近区分、5. 市異動番号、6. 整理番号2、7. 住基区名コード、8. 氏名 姓 カナ、9. 氏名 名 カナ、10. 氏名 姓名 漢字、11. 英字 姓 半角、12. 英字 名 半角、13. 英字 姓名 全角、14. 氏名 姓名 併記、15. 氏名 変更年月日、16. 生年月日、17. 市内住所コード、18. 性別コード、19. 続柄コード、20. 続柄 変更年月日、21. 世帯主氏名、22. 英字世帯主氏名、23. 市民日、24. 市届出日、25. 区民日、26. 区届出日、27. 個人の住定年月日、28. 個人の住定事由、29. 個人の住定届出年月日、30. 個人の減年月日、31. 個人の減事由、32. 個人の減届出年月日、33. 異動年月日、34. 異動事由、35. 異動届出年月日、36. 消除区分、37. 住民区分、38. 住民票出力順位、39. 回復区分、40. 外国人登録番号、41. 在留カード等の番号、42. 通称名 姓 カナ、43. 通称名 名 カナ、44. 通称名 姓名 漢字、45. 通称名 変更年月日、46. 国籍コード、47. 第30条の45に規定する区分、48. 在留資格コード、49. 在留資格 変更年月日、50. 在留期間等、51. 在留期間等の満了の日 年月日、52. 外国人住民となった日 年月日、53. 在留期間 自、54. 在留期間 至、55. 日本字、56. 個人番号、57. タイムスタンプ、58. ユーザID

(2) 国年 宛名個人基本

1. 区名コード、2. 整理番号1、3. 整理番号2、4. 住民種別コード、5. 在外仮登コード、6. 氏名 姓 カナ、7. 氏名 名 カナ、8. 氏名 姓名 漢字、9. 住基氏名(漢字)、10. 住基氏名(全角英字)、11. 生年月日、12. 性別コード、13. 続柄コード、14. 世帯主氏名、15. 英字世帯主氏名、16. 市民日、17. 市届出日、18. 区民日、19. 区届出日、20. 増年月日、21. 増事由、22. 増届出日、23. 減年月日、24. 減事由、25. 減届出日、26. 異動年月日、27. 異動事由、28. 異動届出年月日、29. 消除区分、30. 市内住所コード、31. 市内住所方書、32. 外字区分、33. 再転入処理区分、34. 在留カード等の番号、35. 通称名 姓 カナ、36. 通称名 名 カナ、37. 通称名 姓名 漢字、38. 国籍コード、39. 第30条の45に規定する区分、40. 在留資格コード、41. 在留資格 変更年月日、42. 在留期間等、43. 在留期間等の満了の日 年月日、44. 転入区分、45. 転入年月日、46. 転入事由、47. 転入届出日、48. 転入前住所コード、49. 転入前住所 漢字、50. 転入前住所方書、51. 転入前郵便番号、52. 転出区分、53. 転出年月日、54. 転出事由、55. 転出届出日、56. 転出先住所コード、57. 転出先住所 漢字、58. 転出先住所方書、59. 転出先郵便番号、60. 更新区分、61. 個人番号、62. 統合宛名番号、63. タイムスタンプ、64. ユーザID

(3) 国年 年金基本

1. 基礎年金番号、2. 整理番号1、3. 居住区コード、4. 住民種別コード、5. 事故連絡コード、6. 事故連絡該当年月日、7. 不在不現住コード、8. 不在不現住年月日、9. 被保険者種別詳細コード、10. 受給権確定区分、11. 受給資格判別コード、12. 氏名選択表示区分、13. 基礎給付区分、14. 未支給給付区分、15. 老福給付区分、16. 給付のみコード、17. 仮付番区分、18. 仮受付区分、19. 仮受付年月日、20. 未収カード作成区分、21. 前年度申免区分、22. 本年度申免区分、23. 事務組合コード、24. 事務組合加入年月日、25. 事務組合脱退年月日、26. 納付書再発行指示日、27. 納付書再発行開始年月、28. 納付書再発行終了年月、29. 受給権発生年月、30. 喪失予定年月日、31. 訂正前基礎年金番号、32. 訂正年月日、33. 訂正前整理番号1、34. 配偶者基礎年金番号、35. 資格履歴番号、36. 被保険者種別コード、37. 資格取得事由コード、38. 資格職権取得区分、39. 資格取得理由コード、40. 資格取得年月日、41. 資格取得届出年月日、42. 資格喪失事由コード、43. 資格職権喪失区分、44. 資格喪失理由コード、45. 資格喪失年月日、46. 資格喪失届出年月日、47. 付加履歴番号、48. 付加基金種別コード、49. 付加基金詳細種別コード、50. 付加申出年月日、51. 付加辞退理由コード、52. 付加辞退年月日、53. 免除履歴番号、54. 免除種別コード、55. 免除種別詳細コード、56. 免除状態コード、57. 免除開始年月、58. 免除終了年月、59. 免除受付区コード、60. 免除受付年月日、61. 免除進達区コード、62. 免除進達年月日、63. 免除決定区コード、64. 免除決定年月日、65. 継続区分、66. 本人以外外国公立同居人数、67. 本人以外外国公立別居人数、68. 本人以外私立同居人数、69. 本人以外私立別居人数、70. 口座履歴番号、71. 口座納付方法コード、72. 口座金融機関コード、73. 口座店舗コード、74. 口座預金種目コード、75. 口座番号、76. 口座本人名義区分、77. 口座名義人カナ、78. 口座振替受付年月日、79. 口座振替開始年月、80. 口座振替終了年月、81. 口座振替送付書作成年月日、82. 口座振替承認年月日、83. 口座振替承認通知書作成区分、84. 口座送付書作成区分、85. 口座振替不承認理由コード、86. 口座振替不承認年月日、87. 口座振替仮登録区分、88. 口座振替登録年月日、89. 口座振替削除区分、90. 口座振替削除年月日、91. 口座振替取消コード、92. 口座振替取消理由コード、93. 払出資格履歴番号、94. 払出付加基金履歴番号、95. 払出免除履歴番号、96. 払出手帳再発行履歴番号、97. 払出年金相談履歴番号、98. 払出送付先履歴番号、99. 払出収納履歴番号、100. 払出外勤仮消履歴番号、101. 払出納付書作成履歴番号、102. 払出還付充当履歴番号、103. 払出検認履歴番号、104. 払出口座履歴番号、105. 払出発送履歴番号、106. 払出基礎給付履歴番号、107. 払出死亡未支給履歴番号、108. 払出老齢福祉給付履歴番号、109. 払出証券履歴番号、110. 更新区分、111. 異動事由1、112. 異動事由2、113. 異動事由3、114. 連動事由1、115. 連動事由2、116. 連動事由3、117. バッチ処理コード、118. タイムスタンプ、119. ユーザID

(4) 国年 支援給付金

1. 基礎年金番号、2. 履歴番号、3. 年度、4. 申請区分、5. 事務区分、6. 受付区コード、7. 受付日、8. 送付区コード、9. 送付日、10. 決定区コード、11. 決定日、12. 認定結果コード、13. 世帯課税区分、14. 所得証明日、15. 更新区分、16. 異動事由1、17. 異動事由2、18. 異動事由3、19. 連動事由1、20. 連動事由2、21. 連動事由3、22. バッチ処理コード、23. タイムスタンプ、24. ユーザID

<統合基盤システム>

(団体内宛名)

1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 氏名(漢字)、4. 氏名(カナ)、5. 住所、6. 生年月日、7. 性別、8. 業務システム固有宛名番号、9. 異動事由、10. 識別項目1、11. 識別項目2、12. 識別項目3、13. 識別項目4、14. 登録日時、15. 更新日時

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手防止措置】 (本人からの情報入手) ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(世帯員含む。以降、同様の定義とする)以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。 ・年金生活者支援給付金業務に係る各種請求等に関し、年金手帳、年金証書、個人番号カード(もしくは、通知カード及び顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)などで本人確認を行う。 (他部署からの情報入手) ・情報入手の際、個人番号により4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p> <p>【必要な情報以外の入手防止措置】 (本人からの情報入手) ・本人が申請する書面の様式は、審査、決定処理に必要な情報のみを記載するものとしており、 unnecessary 情報は提供されない。 (他部署からの情報入手) ・情報入手の際、個人番号により4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】 不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスク</p> <p>【リスクに対する措置】 <本人からの情報入手> ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することになっている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <他部署からの情報入手> ・事務を行う上で従事者からの国民健康保険等システム(国民年金システム)及び統合基盤システムへのアクセスは、権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。</p> <p>・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から国民健康保険等システム(国民年金システム)には直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。</p> <p>・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。</p> <p>番号法に関する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。</p> <p>・国民健康保険等システム(国民年金システム)を使用するための端末は、他のシステム(介護)も起動できるが、年金生活者支援給付金の支給に関する事務を担当する職員が使用できるのは、国民健康保険等システム(国民年金システム)のみに限られている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【認証方法】</p> <p><国民健康保険等システム(国民年金システム)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システム(国民年金システム)を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するようシステムで設定している。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする ・パスワードは定期的に変更する ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる
その他の措置の内容	<p><国民健康保険等システム(国民年金システム)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システム(国民年金システム)へのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。 <p>【リスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取り扱いに係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書に次の規定を設ける。 ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。 ・個人情報等の管理が適切でない認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止。 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止。 ・個人情報等を複製又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能。 ・一括再委託等の禁止。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・個人情報保護の遵守及び秘密の保持を契約書に記載している ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている (※)委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。	
その他の措置の内容	委託先へ特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。ただし、バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託事業者については、業務の性格上外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託先に持ち出しがない。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	【提供】 ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。	
その他の措置の内容	【提供】 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、それ以外の方法で行われることはなく、不適切な方法で提供が行われることはない。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、それ以外の方法で行われることはなく、不適切な方法で提供が行われることはない。 <p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供するデータについては、システムで自動的に作成されるが、不要なデータが作成されないようプログラミングされているため、誤った情報を提供してしまうことはない。 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、それ以外の方法で行われることはなく、誤った相手に提供が行われることはない。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードによる入退室管理を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・データについては、保存期間の経過後システムにてデータベースより削除する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】 <国民健康保険等システム(国民年金システム)における措置> ・国民健康保険等システム(国民年金システム)におけるデータは、最新の状態で保管する。 ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><国民健康保険等システム(国民年金システム)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等システム(国民年金システム)について、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないよう、また秘密を保持するように委託契約書に定めている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7961 ファックス: 06-6202-4156
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

